

## 意見陳述書

2025年8月20日

新潟地方裁判所第二民事部合議係 御中

原告 片 桐 奈保美

私は23歳で柏崎市出身の人と結婚し、以来50年にわたり原発建設に反対しています。

その50年の間にアメリカのスリーマイル島の原発、ロシアのチェルノブイリ原発などで、大きな原発事故がありました。

中でも14年前の東京電力福島第一原発の事故を見て、やっぱりそうだと「原発の危険性」を実感しました。

現在もなお新潟県には1700人を超える人が福島から避難して帰れずにいます（2025年5月1日時点。ふくしま復興情報ポータルサイト（福島県庁）より）。

私が今回、差止訴訟の第4次提訴への参加を呼びかけ、原告団に入らせて頂いたのは、訴えたいことがあったからです。

昨年（2024年）1月1日の能登半島地震で我が家が市役所認定で「半壊」になりました。

私の家は新潟市の西区にあり、地図で言いますと佐渡の真下、新潟市のほぼ中心で、海岸から約3kmの所にあります。能登半島地震の震源とされる珠洲町から新潟市西区までは約160km、私の家から柏崎刈羽原発まで約60km、能登半島と我が家の真ん中に柏崎刈羽原発があります。

私は一級建築士で、自宅の建築時は新潟県内で、建築棟数最多の建築会社の役員をしておりました。自宅は高台斜面に造ったのですが、地下室を作り、更にその下に支持地盤層まで届くようにと5mの地杭を地下室の下に打ちました。「これで副社長の家は、土地が崩れても、家は残ります。」と設計部長が言いました。

しかし、市役所認定で「半壊」です。「液状化現象」によるものでした。

我が家の隣は「全壊」で、裏の家も「全壊」、周りの住宅は何棟も解体し、更地になりました。能登半島地震での新潟市内の住宅被害は2万4000棟超と報じられています。

どうか、この能登半島地震と新潟の今回の被害の連動を真剣に考えて頂きたい

のです。60年前の新潟地震でも液状化現象が新潟市西区にもあったのです。液状化現象は再び、三度と、同じ所で起こるのです。柏崎刈羽原発も、2007年の東日本大震災で液状化現象により敷地や設備にダメージを受けました。佐渡沖には能登半島地震の割れ残りの断層プレートがあると報道されています。遠く離れた我が家にすらこれだけの液状化被害がありました。大地震が再び起これば、柏崎刈羽原発の過酷事故につながるかもしれないというのは、現実の不安です。

普通の住宅なら、「壊れた」「傾いた」となったら、ジャッキで上げて、土を盛り、建て直したり、修繕したりできますが、原子力発電所となるとそう簡単にはいきません。それは「放射能」という怪物がそこに横たわっているからです。今、柏崎刈羽原発は止まっています。といってもずっと冷やしているのです。「止まっている原発」と「稼働している原発」では、事故が起きた時、あるいは何らかの攻撃で被害を受けた時では、放射能の拡散は100倍以上(あるいは200倍とも)と指摘されています。

繰り返し私達は訴えています、柏崎刈羽原発が過酷事故を起こせば、何万人もの地域住民が安全に避難することは出来ません。

現行の原子力災害対策指針は、5km圏内(PAZ)の住民が屋内退避するのは、「避難よりも屋内退避が優先される場合」と規定し、具体的には「柏崎刈羽地域の緊急時対応」で、「暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表されているような場合は「屋内退避を優先」としています。

能登半島地震でもお分かりのように、窓ガラスが割れ、崩れ、傾いている家の中で、電気や水道などのインフラも機能しない中で、冬なら凍えながら、じっと待ってなどいられるのでしょうか。

裁判官の皆さん、私たちのこの不安をどうかわかっていただきたいのです。

私は、先程も言いましたが、約半世紀にわたり、原発、放射能を勉強してきました。人類がこの危険なものを受け入れたら大変なことになる。それは事故になったら、放射能が拡散したらという不安です。

私が生きている間に事故はないかもしれませんが、しかし、原発は一度動かし始めたら、廃炉になるまで、放射能の危険性が無くなるまで、とんでもない年数と、莫大なお金も掛かります。まして何より、柏崎刈羽原発で作る電気は、新潟県民が使う電気でないじゃないですか。

私は63～64年前、現在の5号機の建っている刈羽の嶽の尻(竹の尻)の砂丘に行ったことがありました。小学校の6年生位の時でした。父が亡くなってがっかりしている私と母を慰めようと母の友人の刈羽村村議会議長だつた近藤さんが

招いてくれたのです。

綺麗な砂丘の段々田んぼの景色の美しさは勿論ですが、なんと、田んぼの中に赤い鯉が泳いでいたのです。田んぼの中ですよ。それほど水が綺麗だったのです。

その景色の地主だった近藤さんは、その後、原発建設のために土地を売却したことを随分後悔していました。

裁判官の皆さん、被告の東京電力の皆さん、被告の弁護団の皆さん、本当に、原子力発電所が安全で、事故などありえない、とんでもないと思われませんか？

人間のやることですから失敗も間違いもあるのです。

現に1986年4月に起きたチェルノブイリ原発事故は、飛び散った放射性物質は広島原爆の約500倍と言われていますが、その日、4号機の緊急時に備えて安全装置の実験が行われており、作業員が原子炉を止める緊急停止ボタンのスイッチを入れた事が大惨事の引き金になりました。急に止めると、出力が逆に上がるという欠陥があったのです(NHK映像の世紀より)。

まだまだ未完成の技術・産業なのです。そこから出る廃棄物の処理も解決出来ない産業です。原子力発電所を動かしてはなりません。

私は再稼働に反対するあまり、3年前に己を顧みず、新潟県知事選に出馬し、残念ながら、20万票頂きましたが、落選しました。職場は追われ、人間関係もズタズタになり、自分なりに築いてきた立場、組織もすべて退陣し、切ない悔しい思いも沢山覆いかぶさってきました。

しかし、後悔はしていません。それは、いつか「あの時反対していればよかった…」と思うことが無いからです。

今生きている人間が、未来を大きく揺るがすような、環境破壊、住めなくなるような地域破壊をしてはならないのです。

鈴木裁判長！河野裁判官！竹内裁判官！再稼働をちょっと止めて、立ち止まって、考えてみようではありませんか。

それが出来る力が、ここ「司法」にあるのです。

私は55歳で新潟大学の法学部・法学科を卒業しました。そこで法律・司法の何たるかを学びました。人間を守る法律・司法であってほしいのです。

どうか、「あの時、あの裁判が、裁判官の皆さんが、あの判決を出してくれた」という決断を、「原発の歴史が変わった」と言われる判決を、示して欲しいのです。よろしくお願い致します。